

特別養護老人ホーム愛和苑料金表(R6.8改定)(料金表:円) 1割

第1段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	589	659	732	802	871
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (栄養マネジメント強化加算)	11	11	11	11	11
5.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
6.自己負担金 (排せつ支援加算Ⅰ)	10	10	10	10	10
7.自己負担金 (食事代)	300	300	300	300	300
8.自己負担金 (居住費)	0	0	0	0	0
9.管理費	300	300	300	300	300
10.合 計					
1+2+3+4+5+6+7+8+9	1,244	1,314	1,387	1,457	1,526
月額利用料(31日計算) +科学的介護推進体制加算Ⅱ	38,614	40,784	43,047	45,217	47,356

第2段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	589	659	732	802	871
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (栄養マネジメント強化加算)	11	11	11	11	11
5.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
6.自己負担金 (排せつ支援加算Ⅰ)	10	10	10	10	10
7.自己負担金 (食事代)	390	390	390	390	390
8.自己負担金 (居住費)	430	430	430	430	430
9.管理費	300	300	300	300	300
10.合 計					
1+2+3+4+5+6+7+8+9	1,764	1,834	1,907	1,977	2,046
月額利用料(31日計算) +科学的介護推進体制加算Ⅱ	54,734	56,904	59,167	61,337	63,476

第3段階①	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	589	659	732	802	871
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (栄養マネジメント強化加算)	11	11	11	11	11
5.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
6.自己負担金 (排せつ支援加算Ⅰ)	10	10	10	10	10
7.自己負担金 (食事代)	650	650	650	650	650
8.自己負担金 (居住費)	430	430	430	430	430
9.管理費	300	300	300	300	300
10.合 計					
1+2+3+4+5+6+7+8+9	2,024	2,094	2,167	2,237	2,306
月額利用料(31日計算) +科学的介護推進体制加算Ⅱ	62,794	64,964	67,227	69,397	71,536

第3段階②	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	589	659	732	802	871
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (栄養マネジメント強化加算)	11	11	11	11	11
5.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
6.自己負担金 (排せつ支援加算Ⅰ)	10	10	10	10	10
7.自己負担金 (食事代)	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
8.自己負担金 (居住費)	430	430	430	430	430
9.管理費	300	300	300	300	300
10.合 計					
1+2+3+4+5+6+7+8+9	2,734	2,804	2,877	2,947	3,016
月額利用料(31日計算) +科学的介護推進体制加算Ⅱ	84,804	86,974	89,237	91,407	93,546

第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	589	659	732	802	871
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (栄養マネジメント強化加算)	11	11	11	11	11
5.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
6.自己負担金 (排せつ支援加算Ⅰ)	10	10	10	10	10
7.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
8.自己負担金 (居住費)	915	915	915	915	915
9.管理費	300	300	300	300	300
10.合 計					
1+2+3+4+5+6+7+8+9	3,304	3,374	3,447	3,517	3,586
月額利用料(31日計算) +科学的介護推進体制加算Ⅱ	102,474	104,644	106,907	109,077	111,216

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（総介護報酬単位数に1000分の136に相当する単位数）が加算されます。

※1生活費（食費・居住費）のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費 0円/日)	・高齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方・生活保護受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費390円・居住費370円/日)	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第3段階①:市町村民税非課税 (食費650円・居住費370円/日)	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円を超えて120万円以下の方
第3段階②:市町村民税非課税 (食費1360円・居住費370円/日)	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額120万円を超える方
第4段階:市町村民税課税 (食費1445円・居住費855円/日)	・住民税課税世帯の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

◎加算項目及び利用者負担額(1日あたり)

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

加算項目	加算概要(条件)
初期加算 30単位/日	・入所した日から起算して30日以内の期間について算定する。30日を超える病院または診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。
入院・外泊時費用(加算料金/日) 246単位/日 (対象者のみ)	・入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。
若年性認知症入所者受入加算 120単位/日	・若年性認知症の方を受け入れ、専門のスタッフが中心となり、利用者やご家族の環境、特性、ニーズに応じたサービスを提供する体制を整備していること。
栄養マネジメント強化加算 11単位/日	・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同で作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
排せつ支援加算Ⅰ 10単位/月	・以下の条件を満たすこと イ 排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護者状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ハ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
夜勤職員配置加算Ⅰイ 22単位/日	・夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。
サービス提供体制加算Ⅲ 6単位/日	・看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
看護体制加算Ⅰ 6単位/日	・常勤の看護師を1名以上配置していること。
看取り介護加算Ⅰ 72単位/日(死亡日45日前～31日前) 144単位/日(死亡日30日前～4日前) 680単位/日(死亡日前日及び前々日) 1280単位/日(死亡日)	・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意してものを含む。)であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。 ・施設サービス計画書の作成に当たり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

◎加算項目及び利用者負担額(1月あたり)

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位/月	・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
---------------------	--